

## 令和3年度 部分断熱等改修実証事業 提案申請 Q&A

No.	分類	Q	A
1-1	対象事業 (住宅の種別)	長屋や共同住宅の改修工事は補助対象になりますか。	補助対象となりません。戸建て住宅が補助対象になります。
1-2	対象事業 (住宅の種別)	二世帯住宅は補助対象になりますか。	玄関が共用になっている二世帯住宅は補助対象になりますが1戸として扱います。玄関が独立している二世帯住宅は長屋か共同住宅に該当しますので補助対象になりません。
1-3	対象事業 (住宅の種別)	賃貸の戸建て住宅は補助対象になりますか。	賃貸住宅は補助対象になりません。
1-4	対象事業 (店舗併用住宅)	店舗や事務所等との併用住宅は補助対象ですか。また、住宅へ用途変更する場合の改修工事は補助対象になりますか。	床面積の過半が住宅である場合は補助対象です。ただし、専ら住宅以外の用途に用いる部分の断熱工事は補助対象外です。また、店舗を住宅へ用途変更するリフォームについても補助対象外になります。
1-5	対象事業 (住宅の構造)	住宅の構造や工法の制約はありますか。	構造や工法の制約はありません。
1-6	対象事業 (戸数の上限)	申請できる上限戸数はあるのでしょうか	現時点においては、戸数上限は設けておりません。改修メニューや地域的バランスを考慮して採択されますのでご注意ください。
2-1	補助要件 (部分断熱)	部分断熱改修とは何ですか。	使用頻度の高いLDK等の部分的な範囲で断熱区画を設定し、その区画内について一定の基準に適合させる改修をいいます。断熱区画は原則として、壁、床、天井等の熱的境界に囲まれた区画とすることが必要です。詳細は「部分断熱等改修に関する事業者向けマニュアルP13」を参照ください。
2-2	補助要件 (改修空間)	改修空間の範囲について、どのような要件がありますか。	改修空間は住宅内の主たる生活空間(LDKや寝室等の居室のほか、水まわり、廊下等も含む)となっております。水回りや廊下は必須ではありませんが、LDK、寝室等の居室のいずれか1室以上を必ず含むものとしてください。
2-3	補助要件 (開口部)	表2-2、2-4、2-5の部位ごとのU値において床面積に一定の割合を乗じた面積未滿の開口部を摘要除外できるなどの緩和規定はありますか。(H28.1.29国交省告示第266号)	本事業では開口部のU値についての緩和は適用できません。
2-4	補助要件 (開口部)	断熱改修要件イ～ハの満たすべき性能基準において冷房期の日射熱取得率への適合は必要ですか。	本事業では開口部の日射熱取得率の性能基準は適用しておりません。ただし、改修前後の添付書類として外皮評価シートを提出する場合は日射熱取得率の入力は「デフォルト値使用」を選択していただければ結構です。

## 令和3年度 部分断熱等改修実証事業 提案申請 Q&A

No.	分類	Q	A
2-5	補助要件 (居住者)	空き家(居住者がいない場合)は補助対象となりますか。	住宅改修工事前後の温熱環境等のデータ収集のための入居者の調査への協力が要件となりますので、実際に居住者がいない住宅は補助対象となりません。
2-6	補助要件 (居住者)	居住者が引っ越してしまった場合はどのような対応になるのでしょうか。	住宅改修工事後の調査ができない場合は、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。
2-7	補助要件 (居住者)	住宅改修工事後の調査への協力を行う前に居住者が入院したり、亡くなられたり、調査を拒んだりした場合はどのように取り扱われるのでしょうか。	住宅改修工事後の調査への協力が要件となっているため、調査への協力を拒まれた場合、やむを得ない事由を除いては、補助金が交付されないことがあります。
2-8	補助要件 (法適合)	違法建築は補助対象になりますか。	是正されるまで補助を受けることが出来ません。是正工事も補助対象外です。
2-9	補助要件 (法適合)	既存不適格建築物は補助対象になりますか。	補助対象になります。
2-10	補助要件 (建築士資格)	その住宅を設計・工事監理できる建築士資格を有する者とはどういうことですか。	建築士の種別によって設計・工事監理できる建物の構造・規模が定められております。例えば、申請建物が木造(≦300㎡、2階以下)の場合は一級・二級・木造建築士、鉄骨造やRC造の場合は一級・二級建築士になります。
3-1	提案者	提案申請をしたいのですが、どのような者が行えますか。	提案申請者は、改修事業者(改修工事の施工者)になります。原則、単独の改修事業者として応募してください。
3-2	提案者	全国展開している住宅改修事業者は、支店単位での複数の提案はできないのでしょうか。	支店長が改修工事請負者で補助金の受領者となる場合は可能です。本社が改修工事請負者で補助金の受領者となる場合は法人全体で1つの改修事業者として全国を対象とした提案をしてください。
4-1	補助額 (補助対象工事)	補助対象となる改修工事は何ですか。また、提案申請に必要な改修工事にかかる資料作成や性能評価の費用は補助対象になりますか。	改修空間の熱的境界における断熱改修工事費用及び改修に伴い交換が必要になった場合に限り、P14、表2-7に示す省エネ性能の暖冷房設備や換気設備への改修費用が補助対象になります。提案申請に必要な改修工事に係る資料作成や性能評価の費用は補助対象外になります。
4-2	補助額 (補助対象工事)	開口部の数を増やしたり形状を変更する場合は補助対象となりますか。	新規に開口部を増設する場合は補助対象外です。ただし、既存の開口面積と同等である開口部形状の変更に伴う増設は補助対象になります。また、開口部を壁に改修する断熱工事は性能が向上するため補助対象になります。

## 令和3年度 部分断熱等改修実証事業 提案申請 Q&A

No.	分類	Q	A
4-3	補助額 (補助対象工事)	断熱改修工事や設備改修工事において、どこまでの費用が補助対象になるのでしょうか。	断熱改修工事については断熱部材や取付工費、改修に伴う既存壁・床・天井等の撤去・復旧工事費、設備改修工事については設備本体と据付費及び当該改修工事の仮設費・現場管理費・一般管理費等の共通費(補助対象直接工事費で按分)の合計工事費が補助対象になります。 なお、設備改修工事における配管配線工事費、改修に伴う既存設備・配管配線撤去工事費は対象外となります。
4-4	補助額 (補助対象工事)	詳細調査の対象となった場合、小型の電気ヒーターの購入代金を必要経費として計上することができると思いますが、補助対象工事の経費として補助対象になるのでしょうか。	詳細調査における小型の電気ヒーターの購入代金は交付申請時に補助対象改修工事費の経費として計上するのではなく、別途に助成する予定です。
4-5	補助額 (補助対象工事)	断熱改修工事のほか増築や間取り変更、バリアフリー、耐震改修工事等は補助対象になりますか。	増築や間取り変更、バリアフリー、耐震改修工事等は補助対象になりません。ただし、間取り変更によって新たに設置される仮想外皮の断熱工事は補助対象になります。
4-6	補助額 (算出方法)	補助額はどのように算出すればよろしいですか。	補助対象改修工事費用の1/2と上限額100万円を比較して少ない方の金額が補助額となります。
5-1	応募申請 (押印)	提案申請様式1において代表提案者の押印は必要ですか。	社判や代表者印は不要です。
5-2	応募申請 (添付書類)	提案申請にはどのような図面や書類を提出すればよいのでしょうか。	提案申請様式の「評価マニュアルによる提出リスト」の図面や書類を作成して提出してください。図面や書類の詳細については「評価マニュアル」を参照ください。
5-3	応募申請 (消費税)	提案様式3及び様式5の補助対象事業費は消費税を含む額ですか、それとも含まない額を記載するのですか。	補助対象事業費は消費税を含まない額を記載してください。
5-4	応募申請 (補助金の併用)	国の他の補助金との併用は可能でしょうか。	双方の補助対象工事の箇所が重複する場合は併用できません。なお、地方自治体の単独費による補助金であれば併用可能です。地方自治体の補助金の一部に国費が充当されているか否かについては、当該地方自治体にお問い合わせください。
6-1	事業のスケジュール (選定通知)	事業の選定通知はいつ頃になりますか。	応募の締め切りより1、2か月後を想定しております。
6-2	事業のスケジュール (本年度)	事業の選定通知後、令和3年度の事業スケジュールを教えてください。	本事業は令和3年度の冬期間(R3年度は12月20日～2月13日のうち20日間)に対象空間の改修前温熱環境調査を行う必要があります。改修前調査に至らない場合は補助の対象になりませんのでご注意ください。

## 令和3年度 部分断熱等改修実証事業 提案申請 Q&A

No.	分類	Q	A
6-3	事業のスケジュール (次年度)	原則2カ年事業とのことですが、令和4年度のスケジュールを教えてください。	令和4年度は交付申請を行い交付決定を受けたのち、工事着手が可能になります。解体工事時に第2次性能評価を行い、工事完了後冬期間(令和4年は12月19日～2月12日のうち20日間)に改修後の温熱調査を行い完了実績報告書を提出する必要があります。
6-4	事業のスケジュール (工事の着工)	改修工事の補助申請における工事着工の定義を教えてください。	撤去・解体工事の着手が着工となります。撤去工事等がない場合は個別の工事内容をもとに判断しますのでご相談ください。交付決定前に着手した場合、補助金は交付されません。なお、工事請負契約は交付決定前でもかまいません。
6-5	事業のスケジュール (着工していないことの証明)	交付決定日前に工事着工していないことを、どのように証明したらよいですか。	交付決定日までに工事着工していないことを証するものとして、改修工事場所で当日の新聞等を持って撮影した写真を提出してください。新聞等の日付と改修場所がわかるような構図の写真としてください。
6-6	事業のスケジュール (補助金交付時期)	補助金はいつごろ支払われますか。	改修後の温熱調査を行い令和5年2月下旬まで完了実績報告書が受理された場合、令和5年3月末に補助金が支払われます。完了実績報告書の提出が送れる場合は交付事務局にご相談ください。